

計画案有識者会議委員意見等対応表

資料3

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案等の位置付け		計画案等への対応
							ページ等	記載内容	
1	岡崎委員			特に大きな地震時に道路進行を妨げる建築物・工作物倒壊を少なくする対策が大切である。電柱・電線等の倒壊・散乱による被害を想定することによる対策にも留意して頂きたい。	【県土整備部】	【県土整備部】 大きな地震時に道路進行を妨げる建築物・工作物倒壊を少なくする対策については「1-1)無電柱化の推進」や「7-3)沿道建築物の耐震化の促進」で推進方針を示しています。 また、電柱・電線等の倒壊・散乱による被害を想定することによる対策については、「2-1)道路啓開計画策定」において、道路啓開計画の行動計画を策定することとしており、その中で対策を検討していきます。	【県土整備部】 P19 プログラムごとの推進方針1-1 P40 プログラムごとの推進方針7-3 P25 プログラムごとの推進方針2-1	【県土整備部】 (無電柱化の推進) ○ 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。 (沿道建築物の耐震化の促進) ○ 地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。 (道路啓開計画策定) ○ 首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、行動計画を策定する。	【県土整備部】 (修正しない) 沿道建築物や工作物の倒壊を少なくする対策は、「沿道建築物の耐震化」、「無電柱化の推進」に記述しており、電柱・電線等の倒壊・散乱による被害を想定することによる対策については、「道路啓開計画策定」に記述している行動計画の中で対策を検討していきます。
2	岡本委員	資料1-2 計画案	P36 6-2 (上水道等の長期間にわたる供給停止)	水道施設の耐震化は当然必要ではあるが、大規模な水害時の対策も考慮に入れる必要があるのでは。 本県の大規模な浄水場のいくつかは、利根川、江戸川の堤防の近くの低地に作られている。近年の異常な降水量を考えるとこれら河川の氾濫により浄水場の施設の水没等で、長期にわたり機能停止になる恐れがある。(浄水場の施設は地下に設置されているものが多い・・・ポンプやモーター類)	【総合企画部】 厚生労働省が作成した「水道の耐震化計画等策定指針」において水道施設の被害対策が示されていることから、この指針に沿った取り組みを追記することとします。 【水道局】 県営水道では、江戸川の堤防の近くに「ちば野菊の里浄水場」を有していますが、高規格堤防が整備されていることから、問題はないと考えています。	【総合企画部】 P24 2-1 P36 6-2 P65 2-1 P78 6-2	【総合企画部】 (水道施設の耐震化と応急給水体制の構築) ○ 水道事業者が上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進する。 ○ 水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。 (水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保) ● 水道事業者が上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制の充実を図る。 (水道施設の耐震化と応急給水体制の構築) ○ 上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 (水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保) ● 上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 【水道局】 位置づけなし。	【総合企画部】 (追記する) (水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築) ○ 水道事業者が上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進する。 ○ 水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。 (水道施設の耐震化等の推進と応急体制の確保) ● 水道事業者が上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制の充実を図る。 ● 水害による水道施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。 (水道施設の耐震化と応急給水体制の構築) ○ 上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 ○ 水害による水道施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を促進する必要がある。 (水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保) ● 上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 ● 水害による水道施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する必要がある。	
3	岡本委員			病院の耐震化ですが、本来は拠点病院だけでなく全ての病院の耐震化を図ってもらいたい。今回の熊本地震でも医療機関がかなりやられました。東日本のような広域的な地震だと患者を搬送する病院がなくなります。 特に、団塊の世代が75歳を迎える2025年以降は、病院あるいは在宅で療養する患者が今より大幅に増えることが想定されております。これらの患者が被災し行くところがなくなると大きな問題となります。	【健康福祉部】【病院局】 災害拠点病院以外の病院についても、耐震化を図れるよう努めてまいります。	【健康福祉部】【病院局】 P19 1-2	【健康福祉部】【病院局】 (医療施設の耐震化) 各種補助制度を有効に活用するなど、病院の医療施設の耐震化を促進する。	【健康福祉部】【病院局】 (修正しない) 計画に位置付けられているため。	
4	岡本委員	資料1-2 計画案	P46 (3)保健 医療・福祉	医療機関はかなり水を使用する施設でもあることから、長期の断水に備え井戸の設置も必要ではないかと思う。(災害拠点病院等では既に井戸を備えている病院もあるが)自家発電機を備えていれば井戸水の利用が可能になる。 ○ 災害時に医療機能や避難行動要支援者の支援機能の中核となる病院や社会福祉施設の耐震化や(自家用井戸の設置、)自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図るとともに、BCPの策定を促進する。 ()内の文言が入れられるか検討ください。	【健康福祉部】【病院局】 自家用井戸の設置や水の備蓄等、災害時における水の確保について検討してまいります。	【健康福祉部】【病院局】 P46 (3)保健医療・福祉	【健康福祉部】【病院局】 ○ 災害時に医療機能や避難行動要支援者の支援機能の中核となる病院や社会福祉施設の耐震化や自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図るとともに、BCPの策定を促進する。	【健康福祉部】【病院局】 (追記する) ○ 災害時に医療機能や避難行動要支援者の支援機能の中核となる病院や社会福祉施設の耐震化や自家用井戸設置等による水の確保、自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図るとともに、BCPの策定を促進する。	
5	鈴木委員			【要望】 前回の会議から今回の会議までの間に、4月に熊本地震が発生している。その時に感じたのが、道路網であるとか、必要な物を供給するということが、一部分実際の被災者の方々に供給されるのが遅れていたのではないかと感じた。その理由として、道路等問題があったかもしれないが、いかに困らているところに必要な物を送るかということが検討されていなかったこと、指揮命令系統が十分ではなかったのではないかと感じた。千葉県ではそういうことがないように訓練等実施していただきたい。	【防災危機管理部】 【防災危機管理部危機管理課】 県では、平成28年3月に「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を策定し、その中で、応援物資受入に伴う応援受入行動タイムラインと県災害対策本部における担当班を定めています。 年内には、このタイムラインと命令系統が機能するよう、図上訓練を実施する予定です。	【防災危機管理部危機管理課】 P7 3-2	【防災危機管理部危機管理課】 (総合防災訓練の実施) ○ 総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)など、応急対応能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。	【防災危機管理部危機管理課】 (修正しない) 計画に位置付けているため。	

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案等の位置付け		計画案等への対応
							ページ等	記載内容	
6	鈴木委員			【要望】 本地域計画は県の他の計画等の指針となるものであり、その実行の確実性が求められているところは、岡本委員が前回会議の質問6で言われたとおりです。既存の各種計画の見直し等を適切に行うとの対応方針ですが、是非各種計画とはなにかを関係部署から提示していただきそれをとりまとめ、更に見直しがなされているかフォローアップを行い確実性の担保とすべきと思います。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課】 本計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこととしております。 また、本計画は、国土強靱化に係る県の他の計画等の指針となるべきものであることから、本県における地域防災計画など、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとしております。		【防災危機管理部防災政策課】 位置づけなし。	【防災危機管理部防災政策課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
7	鈴木委員			再掲されている「●」はプログラムごとの推進方針の中での、または施策分野ごとの推進方針で重複する力所に記載されていると思います。 再掲されているかのチェックと同一表現かのチェックを行われてはいかがでしょうか。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課】 複数再掲している項目について、同じ本掲の項目であっても、リスクナリオに基づいて若干表現を変えている項目があります。		【防災危機管理部防災政策課】 位置づけなし。	【防災危機管理部防災政策課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
8	高橋委員	資料1-2 計画家	P46	被災宅地危険度判定士の登録者数が、1,649人(H27)→1,650人(H32)となっていますが、5年間で登録者数が1名の増と理解すればよろしいのでしょうか？ 素案の資料は、(H26)で1,634人となっており、今回の資料は(H27)で1,649人です。 単純に1年で15名の増となっておりますが、いかがでしょうか？	【県土整備部】	【県土整備部】 千葉県地震防災戦略(平成21年9月)における、被災宅地危険度判定士登録者数の目標が1,500名(平成30年度)であるのに対し、平成27年度末の現状は1,649名となっています。今後は、判定士の数を増やすだけでなく、実務研修の実施等により技術の維持及び向上を図ることが重要であるため、数については微増又は現状維持を考えています。指標については、「現状維持」という目標がわかりやすく修正します。 また、技術の向上に対する指標として「登録判定士の実務研修受講者数」を追加します。	【県土整備部】 P46 【重要業績指標】	【県土整備部】 ・被災宅地危険度判定士の登録者数 1,649人(H27) → 1,650人(H32)	【県土整備部】 (修正する) ・被災宅地危険度判定士の登録者数 1,649人(H27) → 計画策定時の水準を維持(H32) ・登録判定士の実務研修受講者数 64人(H27)→150人(H32)
9	土田委員			ハード面や道路啓開のための施策は網羅されているが、復旧や災害の拡大防止の際、道路の渋滞による緊急車両の通行阻害に関する施策が無いように思える。 臨海工業地帯では系列企業や共同防災組織間で、消防車や大容量泡放射システムのトレーラーを共同利用することとなっているため、これら車両の円滑な移動が災害拡大防止上重要になる。 よって、一般車両の制限も含めた緊急対応車両の優先通行などについて検討する必要があると思う。	【県警】	【県警】 県警では、石油コンビナート火災が発生した際、県石油コンビナート等防災本部からの要請を受け、大容量泡放射システムを積載した車両の先導を行うこととしております。 併せて交通状況、道路状況等に応じて必要な範囲で交通規制を行うことも検討します。 また、県警では直下地震が発生した際の交通規制計画を策定しており、同計画に基づき、必要な対応を図ることとしております。		【県警】 位置づけなし。	【県警】 (追記する) P38【6-4 地域交通ネットワークを分断する事態】 (緊急輸送路の確保) ○ 直下地震が発生した際は、交通規制計画に基づき、必要な対応を図る。 P80【6-4 地域交通ネットワークを分断する事態】 (緊急輸送路の確保) ○ 直下地震が発生した際は、交通規制計画に基づき、必要な対応を図る必要がある。
10	土田委員	資料4		『無電柱化した道路延長』の定義はどのようなものか、併せてH27実績の26km、H32の27kmほどの路線か。事業者と具体的な協議に入る前に共通認識となるようお願いしたい。 また、H32までの+1kmの路線は無電柱化協議会で無電柱化対象件名になっているのでしょうか。なっていないければ、早急に提案していただきたい。	【県土整備部】	【県土整備部】 「無電柱化した道路延長」とは、道路管理者として行う管路の整備が完了した延長です。占有者による入溝及び支柱は、管路整備後速やかに実施されることとなります。 またH27までの整備実績26kmは県事業での実績であり、H32までのプラス1kmについては、過去5年の整備実績からの想定であるため、具体的な路線や箇所の明記は行いません。 なお、整備する路線については、すべて無電柱化協議会で計画に位置付けされている路線になります。	【県土整備部】 P19 プログラムごとの推進方針1-1 P49 【重要業績指標】	【県土整備部】 (無電柱化の推進) ○ 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。 無電柱化した道路延長 26km(H27) → 27km(H32)	【県土整備部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
11	土田委員	資料1-2	資料1-2 P36 6-1(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援)、 P47(4)エネルギー、 P89(4)エネルギー	「災害発生により発電所等が被害を受けた場合・・・生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない・・・エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。」 について、『再生可能エネルギー』は安定的なエネルギーの確保は難しいことから『再生可能エネルギー等』と敢えて記述しなくても良いと思われる。	【商工労働部】	【商工労働部】 原案どおりとします(「再生可能エネルギー等」の記述を残す) 【理由】 ・分かりやすさの観点からも「自立・分散型エネルギー」に関する例示は必要であると考え ・国の「エネルギー基本計画」(平成26年4月)において、「分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進」が掲げられており、さらにその中で、緊急時に再生可能エネルギーが地域における一定のエネルギー供給確保に貢献するものである旨記載されていること ※なお、No.14参照	【商工労働部】 ①P36 6-1(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ②P47(4)エネルギー ③P77 6-1(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ④P89(4)エネルギー	【商工労働部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。	
12	土田委員	資料1-2	P48 (7)交通・物流	地震以外の集中豪雨やまれにある雪害による災害復旧においては、山間地の沿道土砂崩落や樹木倒壊による道路封鎖での通行支障が復旧作業の大きな障害になっている。このため、この項目の中に治山による沿道土砂崩落防止や沿道の山林整備による倒木防止等の対策を明示していただきたい。	【農林水産部】	【農林水産部】 林道法面の状況については、パトロール等随時点検を行い、必要に応じてその維持管理・補修に努めていきます。	【農林水産部】 P48	【農林水産部】 (7)交通・物流 また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理を行う。	【農林水産部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。

No.	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案等の位置付け		計画案等への対応
							ページ等	記載内容	
13	土田委員	資料1-2、資料2-1	資料1-2 P19,P38,P58,P80(無電柱化の推進)資料2-1 No19	<p>前回委員会で意見に対し、「液状化や建物損壊等による」を追加いただきました。意見の趣旨をご理解いただき、大変ありがたいのですが、液状化の被害は無電柱化した場合の地中設備(電線共同溝の特殊部など)にも、マンホールのクビ部分や浮き上がり道路閉塞の原因になるなどが発生します。よって、緊急輸送道路の車道部に設置される電線共同溝特殊部に液状化対策を施すことを意識し、『大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、液状化対策を考慮した無電柱化を推進し・・・』と変更していただくことを提案します。</p>	【県土整備部】	<p>【県土整備部】 緊急輸送道路での無電柱化については、災害時の車両通行を考慮し、原則歩道内に特殊部を設置しており、やむを得ず車道内となる場合も、歩道側に寄せるなど、液状化によって車両の通行を妨げないように配慮しています。これまでの事業区間において車道部に設置する特殊部への液状化対策を実施しておらず、また、現在実施中の事業区間においても液状化対策の必要性が無い場合、事業内容に誤解を招かぬよう、原文のままとします。 なお、今後の新たな事業箇所にて緊急輸送道路の車道部に特殊部を設ける場合、液状化対策についても考慮することとします。</p>	【県土整備部】 P19 プログラムごとの推進方針1-1	<p>【県土整備部】 (無電柱化の推進) ○ 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。</p>	<p>【県土整備部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。</p>
14	東郷委員	資料1-2、資料2-1、資料3	資料1-2 P36,P47,P77資料2-1 No26	<p>自立・分散型エネルギーについて、国の国土強靱化基本方針の個別施策分野において、「コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等」と具体例が記載されており、同様の記載をしてはどうかという意見を提出しました。 県の対応方針としては、水素エネルギーの記載は時期尚早であるとの見解であり、この点は同意いたします。一方、計画案への対応を見ますと、例示としては「再生可能エネルギー等」としか記載がありません。コージェネレーションは、自立・分散型エネルギーの有効な選択肢の一つであり、平常時から使用しているため、非常時でも円滑に運転ができるといふメリットがあります。また、燃料電池は今後の普及が見込まれております。再生可能エネルギーだけでは出力が不安定であるとの課題もあります。今後の県の計画や政策の指針として有効な選択肢を具体的に記載するという観点から、案の36ページの1行目の「エネルギー供給源の多様化を図るため」の後に、「コージェネレーション、燃料電池」を付け加えることを提案いたします。 これは47ページと77ページも同様です。あわせて、用語解説の自立・分散型エネルギーの説明においても、同様の追記を提案いたします。</p>	【商工労働部】 【環境生活部】	<p>【商工労働部】 ○計画案について、以下のとおり追記します。 (修正案) 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</p> <p>※本県では、中小企業に対する制度融資の一つとして、環境保全資金を設けているため、商工労働部としては、環境省、燃料電池を追記することについては、支障ありません。 ○用語解説についても、同様の追記を行います。</p> <p>【環境生活部】 コージェネレーション、燃料電池を追記することについては、支障ありません。</p>	<p>【商工労働部】【環境生活部】 ①P35 6-1(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ②P47(4)エネルギー ③P77 6-1(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ④P89(4)エネルギー</p> <p>【用語解説集】</p>	<p>【商工労働部】【環境生活部】 ①② 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 ③④ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 ③④ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。 【用語解説集】 地域において、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのことです。</p>	<p>【商工労働部】【環境生活部】 (追記する) ①② 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。 【用語解説集】 地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのことです。</p>
15	東郷委員	資料1-2、資料2-1	資料1-2 P27 2-4 (病院における電力供給体制の確保)資料2-1 No27	<p>医療施設・福祉施設においては、熱需要が比較的多いことから、病院における電力供給体制としてコージェネレーションが有効な場合があり、現にBCPを意識した導入も進んでいます。このことを指針として明示するために、P27の2-4の病院における電力供給体制の確保の3行目の「自立・分散型エネルギー」の後に、かっこ書きとして「コージェネレーション等」を追記することを提案いたします。</p>	【健康福祉部】 【病院局】	<p>【健康福祉部】【病院局】 コージェネレーション等を含めた自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図ります。</p>	<p>【健康福祉部】【病院局】 P27 2-4 P68 2-4</p>	<p>【健康福祉部】【病院局】 (病院における電力供給体制の確保) ○ 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電設備等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。</p> <p>(病院における電力供給体制の確保) ○ 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電設備等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー(コージェネレーション等)導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。</p>	<p>【健康福祉部】【病院局】 (追記する) ○ 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電設備等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー(コージェネレーション等)導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。</p>
16	中村委員			<p>【要望】 予算の話は非常に厳しい話であって、従前のスキームの中で、この計画を達成できるのかどうかという点にやや疑問がある。これだけのことをやるのであれば、そういったことに対して重点的な予算配分がなされるようにしてほしい。</p>	【防災危機管理部】	<p>【防災危機管理部防災政策課】 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対しては、国の交付金・補助金の交付等にあたり、一定程度配慮されることとなっておりますが、国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう全国防災事業に代わる新たな制度の創設等を全国知事会とおして国に要望しております。</p>	<p>【防災危機管理部防災政策課】 位置づけなし。</p>	<p>【防災危機管理部防災政策課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。</p>	
17	椋澤委員 (座長)	資料3		<p>用語解説集の「サプライチェーン」と「デルタ」の名前の後に(英語表記)を追加してほしい。</p>	【防災危機管理部】 【県土整備部】	<p>【防災危機管理部防災政策課】【県土整備部】 御指摘のとおり追記します。</p> <p>【用語解説集】</p>	<p>【防災危機管理部防災政策課】【県土整備部】 【用語解説集】</p>	<p>【防災危機管理部防災政策課】 (追記する) サプライチェーン(supply chain) 【県土整備部】 (追記する) デルタ(delta)</p>	